

# 第5項 区の事務事業における環境配慮活動の推進

## 1 練馬区環境マネジメントシステム

平成23年4月に策定した、区独自の「練馬区環境マネジメントシステム」により、事務事業執行の中で環境への負荷を低減し、環境法令を遵守するなど、環境課題の解決に取り組んでいます。

## 2 練馬区環境管理実行計画

### (1) 温室効果ガス排出量の削減

地球温暖化対策推進法に基づき、事業者としての区の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を目的としており、令和2年3月に第三次計画を策定しました。この計画では、令和12年度までに、温室効果ガスを平成25年度比26%削減することを目指すこととしています。

	目標値 (平成25年度比26%削減)	令和3年度実績	令和4年度実績
温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )※	35,859	39,922	43,085
電気使用量に伴う二酸化炭素排出量(t-CO <sub>2</sub> )※	26,636	27,696	29,773

※ 環境省が「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」

における温室効果ガス排出量の標準的な手法を令和5年3月に改めたことに伴い、区の平成25年度以降の排出量を標準的手法により再算定しました。

	平成25年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績
電気使用量(千kWh)	72,723	67,000	67,191
都市ガス使用量(m <sup>3</sup> )	4,556,142	4,844,114	5,024,418
LPG使用量(kg)	51,915	20,525	41,443
重油使用量(l)	413,074	213,312	335,810
灯油使用量(l)	3,819	1,077	1,645
地域冷暖房熱使用量(GJ)	15,246	13,269	18,677
自動車燃料使用量 (ガソリン換算値)(l)	220,580	151,670	148,849
水道使用量(m <sup>3</sup> )	1,617,637	1,287,087	1,368,003
用紙使用量 (A4換算値)(千枚)	112,221	123,195	121,010
廃棄物排出量(t)	2,606	2,322	2,532

### (2) 環境に配慮した電力の調達

「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」および「練馬区電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、温室効果ガスの排出などを考慮した上で、安定して電力を供給できる事業者を平成24年度から入札等で決定しています。令和4年度は、区立施設103か所において環境に配慮した電力調達を行った一方、世界的なエネルギー価格高騰の影響を受け、一部施設で入札が不成立となり、電力のセーフティネットである最終保障供給(※)を利用しました。

※最終保障供給：

小売電気事業者のいざれとも電気の需給契約が成立しない需要家に対し、一般送配電事業者が約款に基づき電気を供給すること。

### (3) プラスチックごみの削減

令和元年12月「練馬区役所プラスチック削減指針」を策定し、事務事業におけるプラスチックごみの発生抑制に向けた取組を進めています。

令和4年4月から、区役所の売店・喫茶店のスプーン・フォークをプラスチック製から木製に変更し、有料で提供しています。また、イベント等の主催者に、リユース食器やプラスチック製品の代替品の活用を呼びかけるチラシを配布しました。

## 練馬区環境方針

### (基本理念)

練馬区は、みどり豊かな環境にやさしいまちをつくるために、みどりと水辺を保全し、自然や生き物と共生できる環境の創出を目指します。また、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムと生活様式を見直し、ごみの発生抑制やリサイクルの推進を通じて循環型社会を形成し、足元から地球環境の保全に貢献します。

このかけがえのない練馬区の環境を次の世代へと引き継いでいくためには、区民、事業者、区が連携して、環境を大切にする文化を育むとともに、環境を保全するための仕組みをつくることが、何よりも大切です。

そのために、区は、以下の基本方針に則り、環境基本条例や環境基本計画に基づく施策を率先して推進します。

### (基本方針)

#### 1 率先して環境への負荷を減らします。

- (1) 区政の効率化に努め、事務事業に伴う環境への負荷を低減します。
- (2) 環境法令を遵守し、環境汚染の未然防止に努めます。
- (3) 区は、環境目的および目標を設定し、組織の全員が環境マネジメントシステムを推進するとともに、常に見直しを行い、継続的な改善に努めます。

#### 2 みどりと共生できる生活都市を推進します。

- (1) みどりと水に恵まれた、美しいまちをつくります。
- (2) 環境汚染から区民の健康と生活環境を守ります。
- (3) 地球環境保全のための足元からの行動を広げます。

#### 3 区民・事業者・区が連携した環境保全活動を推進します。

- (1) 環境にやさしいこころを育み、環境にやさしい仕組みをつくります。
- (2) それぞれの役割や連携のあり方、取り組むべきことを明らかにし、環境保全を推進します。
- (3) 区の環境方針および環境マネジメントシステムによる成果は区職員全員に周知徹底するとともに区民・事業者を始め広く一般に公表します。

※ 環境方針は、区が環境配慮活動を行っていくうえでの基本方針であり、この方針に基づき区が行動することを、区の内外に約束するものです。